

新潟県

やってみよう みんなで作るチーム支援

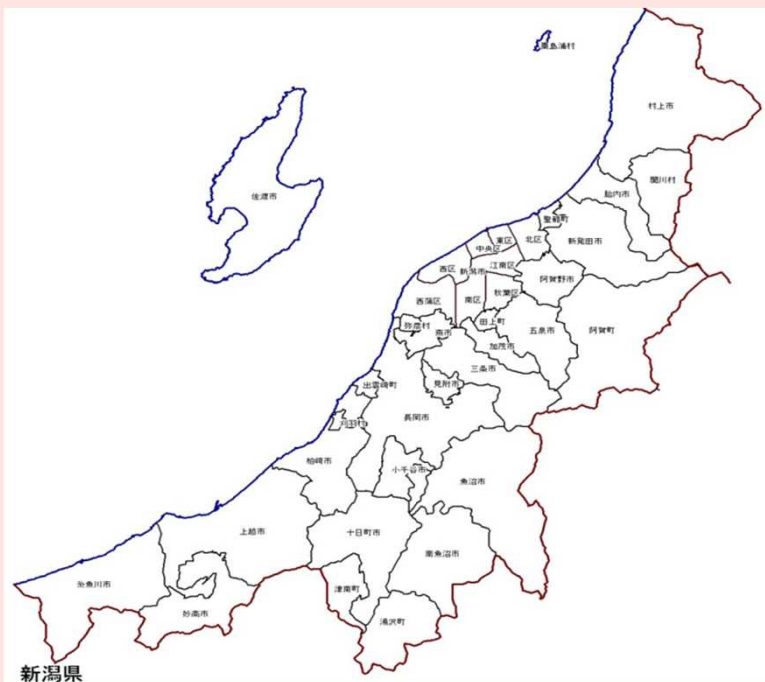
新潟県では・・・

関係職能団体が集まり、病院（地域）の地域移行支援体制づくりを推進するため、核となるチーム作り研修を企画・実施しています。

また、新たな長期入院者を生まない取組として、精神科病院と地域機関が情報や地域課題を共有するための連絡会を実施しています。

1 県又は政令市の基礎情報

新潟県



取組内容

【人材育成の取り組み】

- 新潟県自立支援協議会精神障害者地域移行支援部会
人材育成チームの設置
- 精神障害者地域移行支援研修会の実施

【精神障害者の地域移行の取り組み】

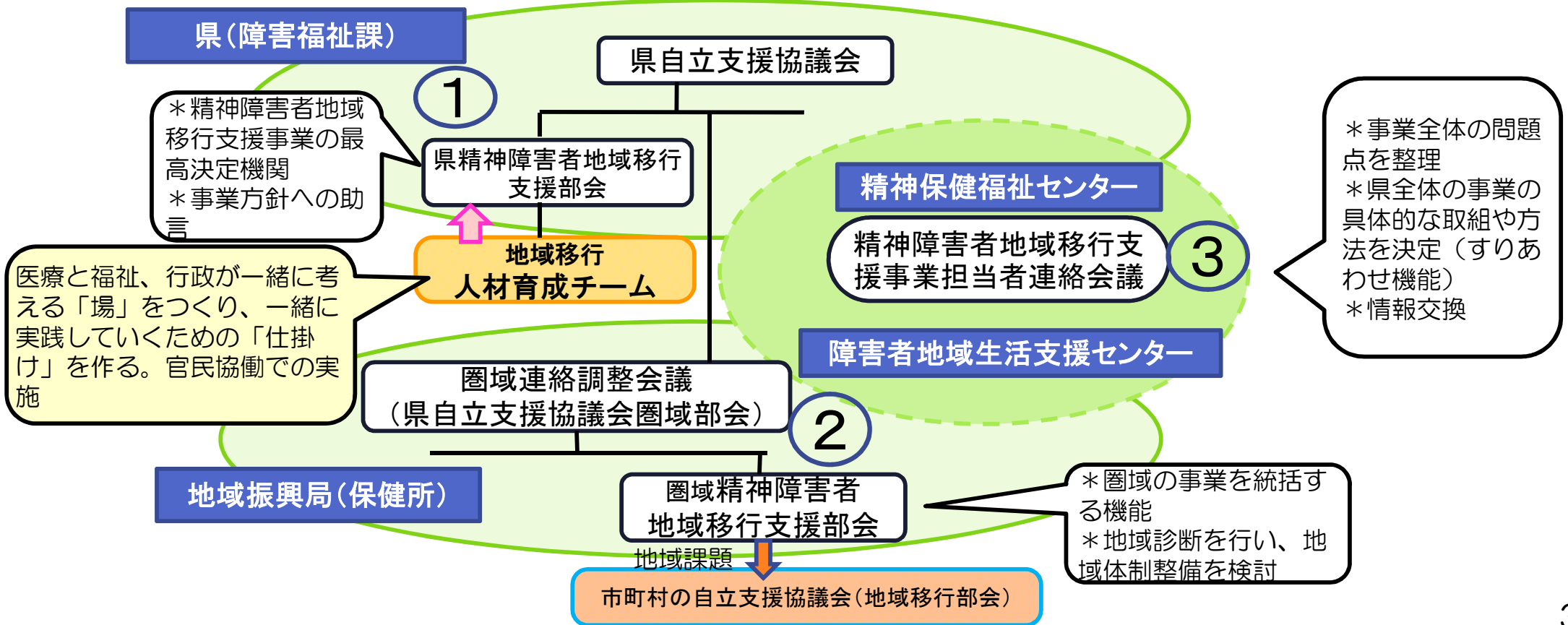
- 新潟県障害者地域生活支援センター事業の実施
- 「精神科病院と地域機関の連絡会」の実施

基本情報

圏域数（H28年4月1日）	7カ所（政令市除く）
人口（H28年4月1日）	2,289,806人
精神科病院の数（H28年4月1日）	30病院
精神科病床数（H28年4月1日）	6,637床
入院精神障害者数 （H26年6月30日）	3か月未満：993人（17.0%）
	3か月以上1年未満：855人 （14.5%）
	1年以上：4,033人（68.5%）
退院率 （H25年：精神保健福祉資料より）	入院後3か月時点：55.8%
	入院後1年時点：87.5%
相談支援事業所数（H28年5月1日）	一般相談事業所数：69
	特定相談事業所数：139
障害福祉サービスの利用状況 （H28年3月31日）	地域移行支援サービス：19人
	地域定着支援サービス：65人
保健所（H28年4月1日）	13カ所
（自立支援）協議会 （H28年3月末）	（人材育成について議論）：新潟 県精神障害者地域移行支援部会人 材育成チーム （活動頻度）：2回/年
	（精神障害者の地域移行について 議論）：新潟県自立支援協議会精 神障害者地域移行支援部会 （活動頻度）：2回/年
精神保健福祉審議会 （H28年3月末）	1回/年、委員数19人

2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要（その1）

- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の推進体制
3つの会議の連動と人材育成の取り組みにより、精神障害者の地域移行・地域定着を推進。
- ① 県自立支援協議会・精神障害者地域移行支援部会（県部会）
県全体の事業方針を決定
- ② 圏域連絡調整会議・精神障害者地域移行支援部会（圏域部会）
圏域の事業を統括、地域体制整備を検
- ③ 精神障害者地域移行支援事業担当者連絡会議
県の事業方針に基づく具体的な取組や方法をすりあわせ
- 人材育成チーム 官民協働で取り組む精神障害者地域移行支援研修会をとおり地域の中核的人材を育成。



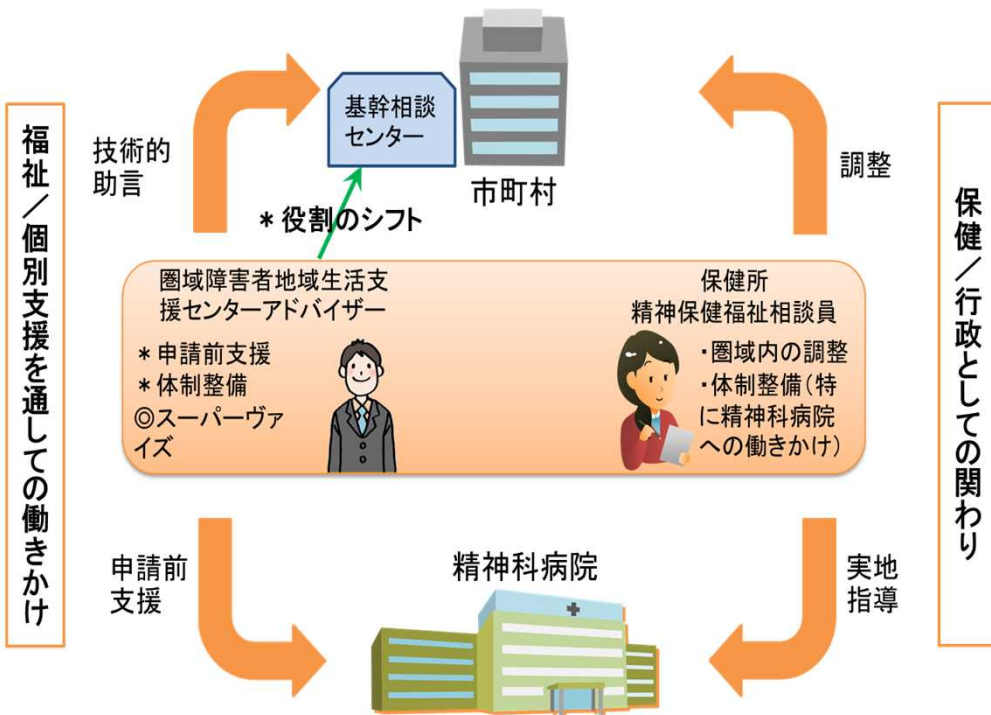
2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要（その2）

◎新潟県障害者地域生活支援センター事業

平成19年から各障害保健福祉圏域の中核的な相談支援事業所に「新潟県障害者地域生活支援センター事業の一部を委託。「センター」は専門アドバイザーを置き、一般相談支援事業所への伴走支援・スーパーヴァイズをとおして体制整備を担う。また、保健所（精神保健福祉相談員）が精神科病院への働きかけを中心とする圏域内の関係機関の調整を担っており、相互の連携により事業を推進。

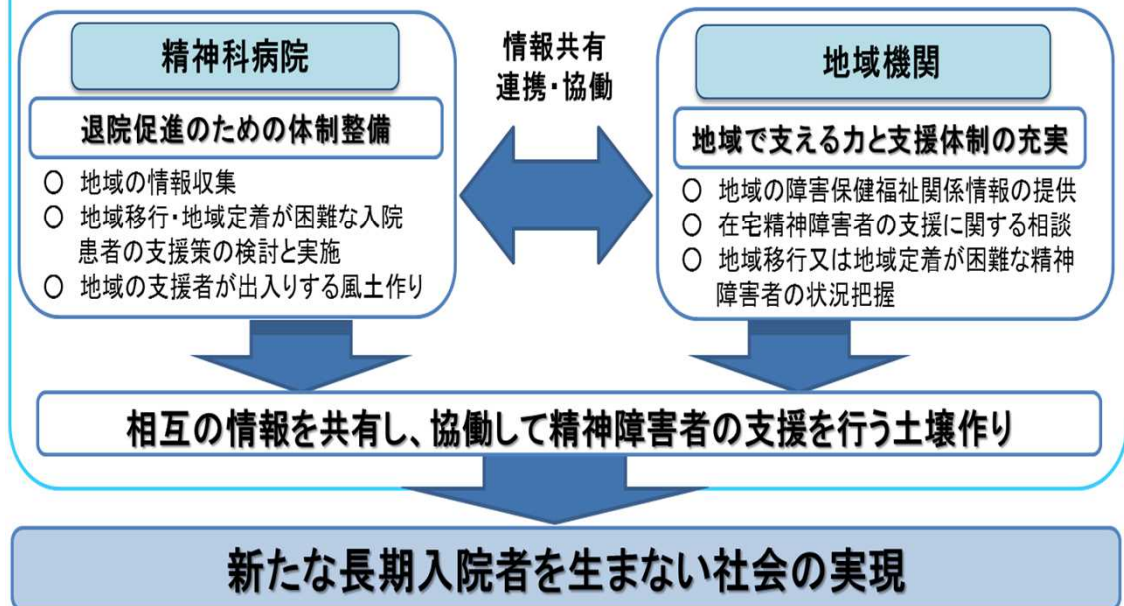
◎精神科病院と地域機関の連絡会

平成25年度から事業目標を「新たな長期入院者を生まないための取り組みの強化」とし、「連絡会」を開催。精神科病院と地域の関係者が相互の理解を深め、協働して精神障害者の支援をおこなう土壌作りをする。精神保健福祉法の改正が後押し（精神科病院管理者に退院促進のための体制整備を義務づけ）し、平成26年度からは定期開催を目標としている。各病院・地域の実情とニーズに沿って実施。体験発表等でピアの力も活用。



「精神科病院と地域機関の連絡会」

〔実施主体〕 精神科病院を所管している保健所
 〔構成機関〕 精神科病院、保健所、圏域障害者地域生活支援センター、相談支援事業所、市町村、障害福祉サービス事業所等



3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯（その1）

時期	内容
H18年度～	<p><u>障害福祉計画策定のため、精神科病院入院患者調査を行う。</u>調査結果から事業対象者の把握ができ、事業開始に向け、精神科病院等関係機関との調整を行う。</p>
H19年度～	<p>◎「新潟県障害者地域生活支援センター事業」の専門性の高い相談支援として「退院促進支援事業」を位置づけ、<u>圏域の中核的な相談支援事業所に委託（佐渡圏域を除く）して事業を開始。佐渡圏域は保健所が主体となって事業を実施。</u></p> <p>◎障害保健福祉圏域ごとに保健所が事務局となって、地域の関係機関を参集した退院促進部会を開催（年2回～）し、個別支援ケースの決定や体制整備についての協議を行う。【圏域部会】</p> <p>◎県自立支援協議会の下部組織として、退院促進支援部会を位置づけるための準備会を開催。【→県地域移行支援部会】</p> <p>◎関係職能団体へ「人材育成のための研修会」を実施委託。（H22～）</p>
H23年度～	<p>政令市である新潟市が事業を開始したことに伴い、新潟圏域2市1町を県事業の対象範囲とする。</p> <p><u>新潟県精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱を制定し、保健所の役割を明記する。</u></p>

3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯

時期	内容
H24年度～	個別支援が個別給付化されたことに伴い、「新潟県障害者地域生活支援センター事業」の要綱を改正し、「新潟県精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を専門性の高い相談支援として位置づける。 <u>申請前支援、スーパーヴァイズ、体制整備に重点を置いて事業を実施する。</u>
H25年度～	地域体制整備コーディネーターが国庫補助対象から外れたが、「障害者地域生活支援センター事業」で、引き続き「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を実施（国庫補助申請は、地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業と精神障害者地域移行・地域定着支援事業（ピアサポート活動分）を申請）。 ◎「精神科病院と地域機関の連絡会」を開始
H26年度～	国庫補助申請は、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」及び広域的な支援事業「精神障害者地域生活支援広域調整等事業（新規メニュー事業）」を申請。
H27年度～	「新潟県障害者地域生活支援センター事業」の要綱から、専門性の高い相談支援をセンターの業務内容から削除し、相談支援体制整備の中で「精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業」を位置づける。 人材育成チームの位置づけ
H28年度～	佐渡圏域に次いで、県央圏域の委託先がなくなる（6圏域から5圏域に減少）。佐渡圏域、県央圏域は保健所が中心となって体制整備を行う。

4 精神障害者の地域移行推進における強みと課題

特徴(強み)

1. 精神障害者の地域移行支援に関する会議の有機的なつながりがある。
2. 官民協働で取り組む精神障害者地域移行支援研修会による人材育成のしくみ。
3. 精神科病院と地域機関の連絡会の実施による連携体制の構築。
4. 地域体制整備コーディネーター(圏域障害者地域生活支援センター)と保健所の協働。

課題

1. 地域移行支援サービスの利用者数が伸びない。
2. 高齢長期入院精神障害者の地域移行のために、高齢分野との連携強化が必要。
3. 圏域での取り組みを基幹相談支援センター等市町村単位に波及させていくこと。

5 精神障害者の地域移行推進のための本年度のスケジュール

今年度の目標

1. 長期に移行する入院者への働きかけ及び新規入院者を長期化させない取組
2. 当事者の力を活かす取組
3. 精神障害者の地域生活支援体制整備
4. 地域移行相談の受け手の確保

次期(月)	実施内容	担当
	<p>【地域移行推進のための人材育成について】 2年にわたって実施した研修会で地域移行推進のためのテーブルと人集めはできたため、今後は各地の中核的人材とをどう連絡会に絡ませていくか、また市町村の担当者を巻き込んでいきたい。</p>	人材育成チーム
5月16日	第1回ワーキング開催 昨年度のアクションプランの進捗確認・今年度の計画	ワーキングチーム
6月23日	第2回ワーキング開催 研修企画	ワーキングチーム
7月	全体会開催 研修会実施方法等各職能団体の役割分担等	全体会メンバー
8月	県部会開催 研修会方針への助言	
11月30日	研修会の実施(岡部さん講師)	
	病院との連絡会に反映	各保健所、圏域センター、病院、地域機関
1月下旬	全体会の開催 研修の振り返り	全体会メンバー